

伊勢田氏への応答¹

蝶名林亮

1、はじめに

本稿では伊勢田哲治氏（以下、敬称は略す）の本書（『メタ倫理学の最前線』）の全体に対するコメントと著者が執筆した本書第5章「自然主義と非自然主義の論争について」に対するコメントについて、応答を試みたい。

2、全体に関するコメントへの応答

Q：「メタ倫理学の最前線」を伝えることを主眼とした本書で、アリストテレス、ヒューム、カントといった定番の哲学者のメタ倫理学説を考察する章を入れた目的は何か。

本書の冒頭でアリストテレス、ヒューム、カントという3人の定番の哲学者のメタ倫理学説を扱った理由は、この3人の著名な哲学者を扱うことでメタ倫理学という学問分野の日本での間口を広げたかったからである。本書の「はじめに」にも書いた通り、日本国内においてもメタ倫理学への興味は醸成されてきたと認識しているが（1頁²）、それでも、国内の哲学研究の現状から見ると、メタ倫理学という学問分野はまだマイナーなものであると筆者には思われる。一方で、日本では哲学史に関する研究は伝統的に盛んであり、上記の3名について高度に専門的な研究を行っている研究者も多く存在し、この3名に対する関心は常に大きいと考える。この点を考慮し、歴史的な研究に携わっている研究者にもメタ倫理学に興味を持ってもらいたいという意図から、現代の論争にもつながる重要な見解を提示したこの3名を取り上げた。

この理由であるならば、他の哲学者も取り上げるべきだという反論もあるかもしれな

¹ 2020年9月12日にオンライン上で開催された京都生命倫理研究会にて、2019年に上梓した『メタ倫理学の最前線』の合評会が開催された。開催を企画してくださった浅野幸治氏、小門穂氏、そして評者を引き受けて下さった伊勢田哲治、鶴殿憩、安倍里美の三氏に改めて御礼を申し上げる。

² 以下、頁数のみの記載は全て『メタ倫理学の最前線』の頁数である。

い。たとえば、ニーチェなどは現代のメタ倫理学の論争にもつながる重要な主張をいくつもしている。たしかに他の哲学者についても取り上げるべきだったかもしれないが、現代の論争につながる影響の度合いを考え、上記の3名に焦点を絞ることにした。

Q：歴史編（第1章から第3章）と理論編（第4章以降）のつながりが薄く、歴史編が浮いて見える。この間にある「メタ倫理学の歴史」のようなものが必要だったのではないか？

2つの橋渡しをうまく明示できなかったことは編者に責任がある。

うまく明示できなかったかもしれないが、両者のつながりについて本書の中で多少の説明を試みている。たとえば、「はじめに」では第1章で描かれたプラトンとアリストテレスの論争は現代メタ倫理学における自然主義と非自然主義の論争に通じるものがあると指摘した（3頁）。第2章についても、「はじめに」でヒュームが現代の非認知主義や主観主義に影響を与えていることを指摘した（4頁）。第2章の中では著者の萬屋自身がヒュームのテキストが現代のメタ倫理学にどのような影響を与えてきたか、丁寧に解説をしている。カント倫理学と動機に関する現代の論争との関係についても、「はじめに」で指摘をしてその点について第3章で考察がなされていることを述べた（5頁）。

これらの指摘だけでは過去の哲学者たちの議論と現代の論争のつながりの関係は必ずしも明らかにはならないだろう。ただ、言い訳になるが、現代のメタ倫理学は相当な細分化が進んでおり、過去の哲学者とのつながりも考慮に入れて現代メタ倫理学の全般的な論争史を提示することは非常に困難である。そのような全般的な理解を提供するためには、哲学史研究に特化した別の研究書を書かねばならないのではないかと感じる。現代の論争につながるメタ倫理学史としては、G. E.ムーアの『倫理学原論』(*Principia Ethica*)からの流れで書かれることが多いが(Darwall, et al.やDancyなど)、それだけではムーア以前の哲学者たちと現代の論争がどのようにつながるのか示すことはできないだろう。本書はこの課題に部分的に挑戦をしたとも言えるのではないかと考えるが、上記の理由で完全なものを示すことはできなかったということになるかと思う。

Q：第 III 部と第 IV 部は実在論や反実在論・非実在論の内部における対立について扱われているが、実在論と反実在論・非実在論の間でどのような論争があるのか、本書では十分に説明されていないのではないか。

この点についてもご指摘の通りかと思う。このようになった理由だが、現代メタ倫理学の「最前線」では、たとえば実在論の立場から反実在論・非実在論を批判するというスタイルよりも、それぞれの内部にある諸問題について掘り下げて議論していくスタイルが増えているという現状があり、そのことが本書にも反映されているのかもしれない。たとえば、クーニオ (Terence Cuneo) は非自然主義的な実在論の擁護者であるが (Cuneo & Shafer-Landau)、自然主義的な実在論の擁護につながる論文も発表している (Cuneo)³。また、本書 5 章でも扱ったシュローダー (Mark Schroeder) は、自然主義的な実在論の擁護につながる著作も書いているが (Schroeder 2007)、一方で、むしろ非実在論と相性のよい表出主義についても多くの重要な論文を発表している (Schroeder 2015)。自らは実在論や反実在論に必ずしもコミットしているわけではないが、それぞれの立場の擁護にも反論にもなる論文を発表しているメタ倫理学者もいる⁴。このようなメタ倫理学の近年の傾向を考慮すると、(伊勢田への答えにはなっていないかもしれないが) 本書が「実在論 vs 反実在論・非実在論」の論争にではなくむしろそれぞれの立場の内部における議論に焦点を当てたことは自然な流れであると考えている。

³ クーニオの自然主義擁護につながる提案については本書第 6 章でも扱っている (170 頁、注 28)。

⁴ たとえば個別主義・一般主義論争や分厚い概念の研究で著名なメタ倫理学者である Pekka Väyrynen は自らは特定のメタ倫理的な立場にコミットしているわけではないと (著者との私的な会話の中で) 述べていた。このような傾向について、広瀬巖氏は、「メタ倫理学はかなり議論も出尽されてきており、新しい立場や主張を提示することが難しくなっているのではないか。近年においてそのような仕事のできたのは、道徳だけでないすべてのタイプの規範的性質に関する非実在論を擁護したストリューマー (Bart Streumer) くらいではないか」と述べていた【ストリューマーの議論については本書第 9 章で扱っている】(これも著者との私的な会話の中での話である)。

本書で扱ったメタ倫理学上の諸問題と実在論や反実在論・非実在論とのつながりも複雑である。たとえば、本書第4章で検討された理由に関する諸説について、規範理由に関する非還元主義を受け入れることは一種の非自然主義的な実在論を受け入れることになると考える論者もいるが(108頁、注10)、このことは必ずしも自明ではない。それというのも、理由に関する非還元主義を理由の概念に関する説だと理解した場合、その概念に対応する客観的な事実が存在するという実在論を非還元主義者が受け入れる必要は必ずしもないだろう。このような理解にたった場合、非還元主義者はあくまで理由の概念に関する主張をしているにすぎず、理由に関する客観的な事実の有無に関して主張しているわけではないことになるからだ。また、伊勢田もコメントにおいて触れていた暴露論証についてだが、本書第7章においても解説されているがこの論証は実在論批判の論証という形態をとる場合もあるし、とらない場合もある。後者だった場合、この論証は実在論という道徳的事実や性質に関する批判的な論証というよりも、道徳的知識の否定につながる認識論的な論証として理解される。反実在論・非実在論の中にも道徳的知識を何らかの形で保持しようとする立場も存在するが、そのような立場を標榜する論者は反実在論・非実在論者であっても暴露論証に対して何らかの応答が必要になる。

3、第5章についてのコメントへの応答

次に筆者が担当した第5章に関する伊勢田のコメントへの応答を試みる。

Q:「穏健な非自然主義」が結局積極的には何を主張するのかこの章を読んでもよくわからない。著者自身も現状ではよくわからない立場だということによいか。また、なぜそのようなよくわからないものが論争の中で存在感を持てるのか。

伊勢田の指摘はもともとで、本章の穏健な非自然主義に関する説明は不十分であったと認めざるを得ない。本文ではパーフィット(Derek Parfit)の主張を要約する形で、穏健な非自然主義者がどのような存在者にコミットしないか一応説明しているが(133頁)、一方で、注ではスキャンロン(T. M. Scanlon)に言及し、スキャンロンが規範的性質は他の性質とは存在する仕方が違うと主張していることを紹介している。これらを見ると、

パーフィットとスキャンロンが同じ立場を主張しているかどうかすら明確ではない。両者は穏健な非自然主義の代表格であるため、両者の立場について、以下で若干の補足を試みる。

第一に、両者は道徳や規範性一般の形而上学的な問いについて、以下の主張を受け入れているという点で一致している。

①道徳的真理を含む規範的真理があり、この規範的真理は他の真理に還元することができない特殊な (*sui generis*) なものである。

②非還元的な特殊な規範的真理の存在は、非自然主義の反論者が指摘するような、形而上学的に特殊な存在者を要請しない。

上記の2点については本文にも書いておいたが(133頁)、特に①は穏健な非自然主義が持つ「積極的な主張」ということになるかと思われる。②も主張することで、非自然主義に対して典型的に向けられる反論(マッキーの奇妙さからの反論(*the queerness objection*))に代表される、非自然的性質への懐疑)にも答えることができるというのが、穏健な非自然主義のセールスポイントでもある。また、①と②を主張することで、パーフィットとスキャンロンは以下の主張の擁護も試みているとの解釈もある。

③道徳に関する実在論的な直観を説明するために、非自然的な道徳的性質の存在を想定する必要はない(Veluwenkamp, p. 751)。

ここで言うところの「道徳に関する実在論的な直観」とは、われわれが道徳に関して素朴に持つとされるさまざまな考えである。たとえば、われわれは道徳的に議論が分かれる決断をしなければならない場合、「どちらの答えが正しいものか」と悩み、答えを探そうとする。このような道徳実践は、われわれが素朴に「道徳には客観的な答えがある」と想定しているからこそ発生すると説明することができる。もし「道徳に正しい答えなどない」と本当に信じていたのならば、道徳上の難問に接した場合に悩むなどということはない。

いはずだ。道徳に関するこのような実在論的な直観を説明することは、伝統的にメタ倫理学における1つの大きな課題であると考えられてきた(蝶名林 2016、14~15頁)。穏健な非自然主義者の主張は、この課題について「反・非実在論のようにこの直観を否定する必要はないし、自然主義者のように道徳的性質を明らかに本性が異なる自然的性質に還元して無理な説明を試みる必要もない。だからといって、強固な非自然主義者が言うように形而上学的に問題含みである非自然的な性質を想定する必要もない」と答えるというものである。もし穏健な非自然主義が他のメタ倫理学上の立場と比して、道徳に関する実在論的な直観を容易に説明できるのであれば、この立場は他のメタ倫理説と比して優位な位置を占めることになる⁵。このような主張ができることとされるが故に、穏健な非自然主義はメタ倫理学の中である程度の存在感を持てるのだと思われる(もちろん、パーフィットやスキャンロンという「大物」によって主張されていることもこの立場が存在感を持つもう1つの理由であると思われる)。

非還元的な規範的真理の存在は主張しつつも、それが伝統的な非自然主義に帰せられてきた容易ならざる形而上学的存在者を要請しないと主張はパーフィットとスキャンロンの間で共有されているが、彼らが(批判者が想定するような)形而上学的存在者を想定せずに非還元的な規範的真理の存在を擁護する仕方は異なっている。

パーフィットによると、「(何かが)ある」「存在する」とわれわれが主張する場合、「広い意味」で用いられている場合と「狭い意味」で用いられている場合があるとされる。たとえば、われわれが「石や星々などの具体的個物も数や論理的法則などの抽象的な対象もどちらも存在する」と主張する場合、われわれは広い意味で「存在する」という言葉を用いているとされる。一方で、「石や星々は存在しているが、数や論理法則は存在しない」と主張する場合は、「存在する」という言葉は狭い意味で用いられているという。ここで言うところの「狭い意味」とは、パーフィットによると一種の現在主義(actualism)が

⁵ もっとも、このような実在論的な直観そのものに対する実証的な知見に訴える反論も存在する(本書第11章の太田紘史「我々は客観主義者なのか?」を参照)。この反論が正しいとすると、そもそもわれわれは道徳に関して実在論的な直観を持ち合わせていないということになるため、穏健な非自然主義が他のメタ倫理学説に対して持つ理論的な優位が崩れることになる。

想定しているもので、「広い意味」は、可能的な対象の存在も認める（建築家が設計はしたものの実際には建築されなかった建物、など）立場を想定している（Parfit, p. 480）。パーフィットは自身の「非還元的な規範的真理がある」との主張で用いられる「ある」という主張はここで言うところの「広い意味」だと言う。つまり、規範的真理の有無は、現在主義によっても許容される石や星々の存在と同じ意味で理解されるべきではないということである。パーフィットはさらに、このような「広い意味」で存在するとされるものも、それがどのような仕方で「ある」と言えるのか、多少の説明を試みている。パーフィットは、可能的な対象と具体的個物を比較した場合、前者の方は存在論的に低い地位（a lesser ontological status）を持つことになると言う。一方で、石や星々の存在と数や論理的真理の存在を比較した場合、後者の方がより低い地位を持つということにはならず、後者は前者よりどれほど現実性（actual）を持つか、実在性（real）をもつか、などという尺度ではそもそも比較できないとパーフィットは言う。パーフィットがこの考えを支持するために持ち出す事例は、数学的な主張の真偽を問う際にわれわれは当該の数学的な主張で想定されている数が実際に存在するか否かなどという存在論的な問いを問わないことである（Parfit, p. 481）。たしかに、たとえば「Aという物質にはpという性質がある」との科学仮説を検証する場合、実際にAがpを持つか否かという存在論的な問いが問題になるが、数学や論理においてはそのような問いはあまり問題にならず、むしろ提示された数式などが実際に正しいかどうか検算などをして確かめるという方法がより一般的かもしれない。

一方で、スキャンロンが試みる説明はパーフィットのそれとは異なっている⁶。パーフィットは存在に関する問いは広い意味で問われている場合と狭い意味で問われている場合があると主張したが、スキャンロンは存在に関する問いは領域固有（domain-specific）のものであると主張する。スキャンロンによると、科学の領域や数学の領域、道徳や実践的・規範的領域は全て異なるものであり、それぞれの真理はそれぞれの領域固有の基準によって判定されるという（Scanlon, p. 19）。この考えによると、たとえば陽子が存在す

⁶ スキャンロンは自身の考えがパーフィットとは異なることをはっきりと明言している（Scanlon, p. 24 note）。

るか否かという問いは科学的領域に固有な基準によって問われるものであり、無理数が存在するか否かという問いは数学的領域に固有な基準によって問われるものとされる。つまり、無理数の存在の有無は科学で用いられる基準（他の科学的理論との整合性、観察結果の説明力の有無・優劣、など）によって問われるものではないということである。同様に、道徳的性質や規範的性質の有無も、この領域特有の基準によって問われるものであり、他の領域の基準によって決まるものではないとスキャンロンは主張する。スキャンロンは、もしある規範的概念や性質を想定することで、何らかの規範的問題（normative matters）に関してより整合的で十分な説明を与えることができるのであれば、それらの想定は受け入れられると主張する（Scanlon, p. 26）。スキャンロンのこれらの主張は伊勢田が求める穏健な非自然主義の積極的な主張と考えることができるのではないか。

パーフィットとスキャンロンの主張をまとめると以下のようなになる。即ち、パーフィットは「何が実際に存在するか」と問われた場合、「狭い意味では、現在主義者が受け入れそうな石や星々が存在する。一方で、広い意味では、可能的な対象や数、論理法則、規範的真理が存在する」と答えるだろう。一方で、スキャンロンが同じ問いに接した場合、「そもそも『本当に存在するものとは何か』という問いは、問い自体が間違っている。存在するものはそれぞれ領域固有の仕方存在しており、その中で『何が本当に存在するものなのか』などという問いは適用されない」と答えると思われる。この点が両者の違いということになるかと思われる。

Q：理由の多重決定についての説明がよくわからない。「だれのどのような欲求であっても」理由になるというのは自分にとってどうでもいい欲求でも自分にとっての規範的な理由になるということか。この立場は理由の内存在主義と呼べるものか。また、この説によると、他人の邪悪な欲求なども規範的な理由となるのか。

本章で解説しているシュローダーの説によると、「だれのどのような欲求であっても規範理由になるのか」との問いに対する答えは、「その通り」ということになる。本章では欲求によって規範理由を説明しようとする説に対して向けられる問題として「少なすぎ

る理由の問題 (too few reasons problem) を挙げたが (142、148 頁)、もう 1 つの典型的な問題は「多すぎる理由の問題 (too many reasons problem)」と呼ばれるものである (Schroeder 2007, pp. 84-102)。われわれの欲求の中には、その欲求の促進が事実上不可能なものや、明らかに自分や他者を害するようなものがある。そのような欲求を満たす理由はまったくないように思えるが、仮言主義に代表される欲求によって理由を説明しようとする説によると、これらの欲求についてもわれわれは促進する理由があると考えなければならなくなる。この帰結は誤りではないか。これが多すぎる理由の問題である。シュローダーが提案する仮言主義は、どのような欲求であっても、その欲求を促進する規範理由をその欲求の保持者に与えるとする説であるため、この問題に対しては、「促進が不可能な欲求や自分や他者を害する欲求であっても、それを促進する理由がある」と答えることになる。シュローダーの提案は、仮言主義はたしかにそのような問題の多い欲求であっても規範理由を発生させるが、そこで発生する規範理由は非常に弱いものであり、ほとんどの場合他の欲求の促進の方が優先される、というものである。シュローダーはこのことを理由の多重決定に訴えることで説明しようとする。本書で指摘した通り、このような欲求の優先度の比較をシュローダーが提示した理論の枠組みで成功裏に行うことができるのかどうか、議論が分かれるだろう。

伊勢田は「このような説は本当に理由の内在主義と呼べるものなのか」との疑義を呈しているが、欲求の優先度の比較に関する説明の際に欲求の枠を超えるものが持ち出されてくると、伊勢田が指摘する通りに、この説は内在主義とは呼べないものになるだろう。欲求の優先度の比較は内在主義一般に対して向けられる、避けて通れない課題である。この点については筆者としても現時点ではっきりとした答えは出ていない。この点に関する検証は別の機会に譲りたい。

「他人の邪悪な欲求も規範理由になるか」との問いについてだが、この問いは、「X が持つ邪悪な欲求は X にとってその欲求を実行する理由になるか」という問いなのか。このように解釈した場合、シュローダーの説がどのような答えを出すか、すでに上記で論じた。一方で、「X が持つ邪悪な欲求は (X とは別人である) Y にとってその欲求を実行する理由になるか」という問いであると解釈した場合、答えは少し複雑になる。シュローダ

一の説によると、Xが持つ欲求はあくまでXにとっての規範理由にだけ関係する。もしYがXの欲求に関係する欲求を持つならば（Xが野菜を食べる欲求を持って欲しいとの欲求をYが持つ、など）、間接的にXの欲求はYの規範理由に関係してくるが、あくまでもYの規範理由に直接的に関わるのはYの欲求である。

紙幅の関係で本書では紹介しきれなかったが、欲求によって規範理由を説明しようとする説を提唱する論者の中には、この問題について違った回答をする者もいる。マン（Kate Manne）によると、欲求説の支持者はシュローダーのように「Xの規範理由はXが持つ欲求によってのみ説明される」という想定をする必要はないという。シュローダーの提案する仮言主義にかわる新たなヒューム的な規範性に関する説として、彼女は「民主的ヒューム主義（Democratic Humeanism）」を提唱する。この考えによれば、規範理由を説明するものは常に欲求であるが、われわれ以外の存在の欲求もわれわれに規範理由を与えることがあるとされる。マンは欲求を「身体的命法（bodily imperative）」として理解し、たとえばXが「誰でもいいから私をここから救い出して欲しい」という欲求を持っていた場合、この欲求はすべての人に対して一種の命法として向けられており、X以外の他者はこのXの欲求に答える理由があると主張する（Manne, p. 5）。マンの説によると、道徳的な規範を発生させる身体的命法はかなり特殊なものとされており、たとえばある人の邪悪な欲求などは、他者にその欲求を促進させることを強く求めるものではないとされる（強姦への欲求など、Manne, pp. 8-9）。マンによると（まさに一般的な道徳が要求するような）抑圧からの解放を願う際に発生する欲求などが身体的命法として理解され、他者にも規範理由を与えるとされる。

マンのこの提案はこれまで提案されてきた内在主義とは一線を画するかなり特殊なものである。さまざまな問題も孕む提案であるとも思われるが、マンの提案の成否についても別の機会で論じたい⁷。

4、おわりに

⁷ 筆者はマンの提案について多少の考察を試みた（蝶名林 2019）。

伊勢田のコメントは本書の全体に対するものも第5章に対するものも的確なものであり、本書の課題を浮き彫りにしていると考えられる。本稿では一応の回答を試みたが、これらは伊勢田が提示した問題の解決にはなっていない。伊勢田が提示した課題はどれも重要なものであるかと思われるので、今後の研究課題としたい。

参考文献

- Cuneo, T. "Moral Facts as Configuring Causes." *Pacific Philosophical Quarterly* 87 (2006): 141-62.
- Cuneo, T. & Shafer-Landau, R. "The Moral Fixed Points: New Directions for Moral Nonnaturalism." *Philosophical Studies* 171 (2014): 399-443.
- Dancy, J. "Meta-Ethics in the Twentieth Century." In Beaney, M. ed., *The Oxford Handbook of the History of Analytic Philosophy* (Oxford: Oxford University Press, 2013), pp. 729-49.
- Darwall, et al. "Toward Fin de siècle Ethics: Some Trends." *The Philosophical Review* vol. 101, No. 1 (1992): 115-89.
- 蝶名林亮 (2016)、『倫理学は科学になれるのか』勁草書房。
- 蝶名林亮 (2019)、「道徳の規範性を身体化する？－民主的ヒューム主義の是非を見定める－」(日本科学哲学会 第52回大会 一般研究発表)。
- Manne, K. "Moral Imperatives as Bodily Imperatives." In Shafer-Landau, R. ed., *Oxford Studies in Metaethics vol. 12* (Oxford: Oxford University Press, 2017), pp. 1-26.
- Parfit, D. *On What Matters: Volume 2*. Oxford: Oxford University Press, 2011.
- Scanlon, T. M. *Being Realistic About Reasons*. Oxford: Oxford University Press, 2014.
- Schroeder, M. 2007. *Slaves of the Passions*, Oxford: Oxford University Press.
- Schroeder, M. 2015. *Expressing Our Attitudes: Explanation and Expression in Ethics, volume 2*. Oxford: Oxford University Press.
- Veluwenkamp, H. "Parfit's and Scanlon's Non-Metaphysical Moral Realism as Alethic Pluralism." *Ethical Theory and Moral Practice* vol. 20 (2017): 751-61.